


<h1>指導資料</h1> <p>鹿児島県総合教育センター 令和4年4月発行</p>	<h2>特別支援教育 第213号</h2>		
	対象 校種	幼稚園，小学校，中学校 義務教育学校，特別支援学校	

特別な支援を必要とする児童生徒に適切な教育を行うための学びの場の検討の在り方

近年、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、連続性のある多様な学びの場の一層の充実が求められている。本稿では、特別な支援を必要とする児童生徒が、その学びの場を選択する際の検討の在り方について紹介する。

1 同じ場で共に学ぶことを追求する

インクルーシブ教育システムの構築のためには、子供一人一人にその時点での教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、連続性のある多様な学びの場を用意しておくことが必要である。そして、それぞれの子供が授業内容を理解し、学習活動に参加している実感や達成感をもちながら、充実した時間を過ごすなど、生きる力を身に付けることができるかという視点を大切にすることが必要である。

そのためには、指導・支援の段階的な考え方を踏まえた対応を行うことが重要である(図1)。まずは、通常の学級において、ユニバーサルデザインの視点による授業づくりや学習環境の設定などを行うことで、全ての児童生徒が「わかる」・「できる」授業を目指し、温かい雰囲気の中で相手を尊重できる学級づくりを進めるなど全ての児童生徒に対する指導・支援を充実していくことから始まる。

(第1段階)。その上で、児童生徒の実態に応じて、得意な学び方を生かしたり、苦手な学び方への配慮をしたりするなど、一斉指導の中で一人一人の認知の特性等に配慮したき

め細やかな指導・支援の工夫を行う(第2段階)。それでも、第1・2段階のような、一斉指導における工夫だけでは改善していくことに困難さを伴う場合には、学びの場の変更も含めた個別の指導・支援を検討することとなる(第3段階)。

また、一貫した支援を行うため、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を作成し、保護者との共通理解や見直しをしながら、必要な支援内容等の教育的ニーズについて合意形成を図っていくことも重要である。

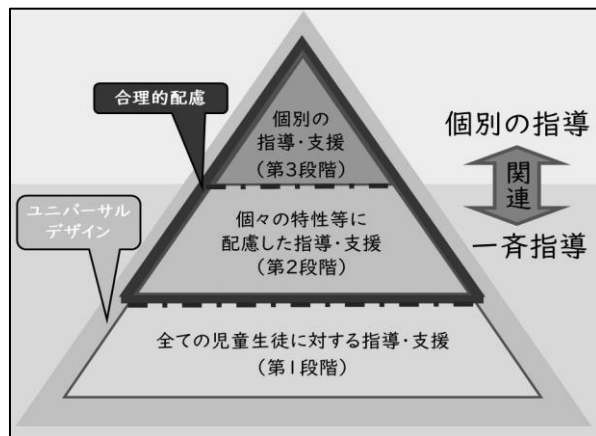


図1 指導・支援の各段階

2 全校体制で行う特別支援教育

児童生徒がもてる力を十分に発揮し、集団の中で安心して学ぶことができるようにする

ためには、特別な支援が必要な児童生徒の情報を複数の教職員で共有し、チームで対応していくことが大切である。校内特別支援教育委員会等で児童生徒の困難さを共有し、全校職員が、対象となる児童生徒を理解し、支援にあたることのできる校内体制を整備しておく必要がある。

そして、下記のように通常の学級での支援の見直しを行った上で、更に特別な支援が必要と判断される場合、通級指導教室の利用や特別支援学級への入級に向けて就学相談・支援を進めていくことになる。

【通常の学級での支援の見直し（例）】

- ・ WISC-IV、S-M社会生活能力検査などの客観的な検査結果や行動観察に基づいて、つまずきの背景や個別指導に取り組む際の支援内容・方法を検討する。
- ・ 特別支援教育支援員や他の教職員とのTT指導、少数学習集団による指導などの指導体制の工夫を行う。
- ・ 必要に応じて特別支援学校の巡回相談を活用するなど、外部専門家へ相談する。

3 校内教育支援委員会等における判断に当たって

校内教育支援委員会等が、単に、特別支援学級に入級するか否かの検討だけの場となるのは望ましくない。現在の学びの場でこれまで行ってきた支援を整理し、学級担任等による指導・支援の方法や校内の支援体制を振り返り評価することを十分に行うことが大切である。その上で、本人の教育的ニーズに応じた適切な教育を行うための学びの場やそこで必要となる支援について検討し、保護者、本人に十分な情報提供を行いながら合意形成を図り、総合的に判断を行っていく必要がある。

(1) 教育的ニーズの整理

教育的ニーズの整理の重要性については令和3年6月に文部科学省が公表した「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向

けて～」（以下「手引」とする）に次のように示されている。

対象となる子供の教育的ニーズを整理する際、最も大切にしなければならないことは、子供の自立と社会参加を見据え、その時点でその子供に最も必要な教育を提供することである。そうした教育的ニーズを整理するには、三つの観点（①障害の状態等、②特別な指導内容、③教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容）を踏まえることが大切である。

なお、この手引の「第3編 障害の状態等に応じた教育的対応」には、障害種ごとに、子供の教育的ニーズ、学校や学びの場と提供可能な教育的機能、障害の理解について詳細に示されているので、参考にしてもらいたい。

(2) 具体的な学びの場の検討

具体的な学びの場の検討を行うに当たっては、特別支援学校に就学できる障害の種類・程度を示す基準である学校教育法施行令第22条の3及び特別支援学級や通級による指導の対象となる障害の種類や程度について示している平成25年10月4日付文科初第756号「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」を参考にする。さらに、教育的ニーズ、学校や地域の状況、保護者や本人の願い、専門家の意見等を踏まえて保護者とも相談しながら支援の目的や見通しを示し、通常の学級との連携、学習場面、内容、支援について検討する。その際、単に教科の個別指導を行う場としての利用ではなく、障害の状態に応じた特別の教育課程の編成や個々の障害の状態等に応じた自立活動の指導、交流及び共同学習の実施など、具体的な支援の方向性を検討していく必要がある（図2）。

(3) 適切でない検討の進め方の例

初めから特別支援学級への入級ありきで検討を進めると、「個別に支援が必要であると考え、WISC-IVを実施したところ、知的に障害はなかったのに、自閉症・情緒障害特別支援学級への入級が望ましいとした」というよ

うな判断をしてしまうことがある。自閉症・情緒障害特別支援学級の対象者の基準は、「自閉症又はそれに類するものために、意思疎通や対人関係、行動に問題が認められ、通常の学級では成果を挙げることが困難であるため、自閉症・情緒障害特別支援学級での指導が望ましい」というものであり、自閉症の診断のある障害のある児童生徒であっても、特別な教育課程の必要性等に応じて「通常の学級での配慮指導」や「通級による指導」を検討しなければならない。障害の種類及び程度と学びの場における教育課程との関連や対象となる基準を踏まえた上で校内教育支援委員会として判断をする必要がある。

また、交流及び共同学習の実施について、特別支援学級では国語と算数を学び、それ以外の教科は交流学級で学ぶといった一律的な決め方を行うことは適切ではない。指導体制を整備しやすいからなどの学校の都合に合わせるのではなく、個々の丁寧な実態把握から指導・支援の在り方を検討し、それぞれの児童生徒に応じて教科等ごとに適切な学びの場と時数を設定する必要がある。

(4) 体験入級の実施

校内での就学相談・支援を進める際、具体的なイメージをもちやすくするために特別支援学級への体験入級を実施することは、保護者、本人と学校側、どちらにとっても有効であり、さらに、体験時の様子が市町村教育委員会による就学先決定の判断材料にもなるので、積極的に活用してほしい。しかし、体験先と最終的な就学先の決定が一致しないケースがあることも事前に関係者で共通理解しておかなければならない。

(5) 校内教育支援委員会における検討の具体例

【入学前】 就学前、保護者が特別支援学級への入級を希望し、就学教育相談を受けた。市教育委員会の判断は「通常の学級での経過観察」であった。

【入学時】 本人の学びの特性等に応じた合理的配慮について検討を行い、保護者と合意形成を図った上で、個別の教育支援計画に通常の学級における指導・支援について記入し、経過を見ていくこととした。

【体験入級の実施】 入学後、5月中旬に保

通常の学級	通級指導教室	特別支援学級	特別支援学校
◇学習障害 ◇注意欠陥多動性障害			
◇言語障害 ◇弱視 ◇難聴 ◇自閉症・情緒障害 ◇病弱・身体虚弱			◇視覚障害 ◇聴覚障害 ◇病弱
◇知的障害			◇知的障害
◇肢体不自由			
特性に応じた支援	756号通知に該当 ※1		22条の3に該当※2
○教室環境の整備 ○授業のUD化 ○個別の配慮	○通常の学級に在籍 ○概ね週1～8単位時間 ○特別の教育課程 ○自立活動	○特別の教育課程 ・下学年の各教科 (必要がある場合) ・知的障害者を教育する特別支援学校の各教科 (知的障害がある場合) ○自立活動 ○交流及び共同学習	○特別の教育課程 ・小中学校に準ずる教育 (視、聴、肢、病) ・知的障害者を教育する特別支援学校の各教科 ○自立活動 ○交流及び共同学習
※1 「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について(通知)」(平成25年文科初第756号)			
※2 学校教育法施行令第22条の3			

※長野県教育委員会『「適切な学びの場」ガイドライン』(令和2年1月)の図を参考に作成

図2 障害の種類に応じた学びの場と主な特徴

護者から特別支援学級での体験を希望する申し出があったため、校内教育支援委員会で検討後、6月から体験入級を実施し、様子を見ることにした。

【学びの場の変更についての検討】 7月下旬に担任と特別支援教育コーディネーターが保護者と教育相談を行ったところ、保護者は自閉症・情緒障害特別支援学級への強い入級希望をもっていった。そこで、校内教育支援委員会で検討したところ、学校は通常の学級や体験入級での様子などから、来年度も通常の学級で十分学ぶことができると考えていたが、保護者の意向を尊重することにした。8月下旬に保護者と教育相談を行い、就学教育相談を受けることについて合意し、申し込み手続きの準備を進めた。

(6) まとめ

このようにして、本人の教育的ニーズと必要な支援を明確にした上で、適切と思われる学びの場での教育的対応について校内における判断を行い、市町村教育委員会による就学相談が必要な場合は本人及び保護者と合意形成を図って手続きを進めていくことになる。

4 就学先の決定と継続した教育相談

就学先決定の仕組みにおいては、本人の障害の状態等や教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学・医学・心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から、最終的には市町村教育委員会が決定することとなっている。

そして、就学相談を受けて決定した学びの場は、固定したものではなく、児童生徒の発達程度、適応の状況等を勘案しながら、柔軟な見直しができることを、全ての関係者が共通理解しておくことが重要である。児童生徒一人一人の障害の状態等の変化に応じて適切な教育を行うために、教育相談を継続して実施しながら、個別の指導計画や個別の教育支援計画の内容を必要に応じて見直し、学び

の場の変更に対応できるように校内支援体制を整えておく必要がある。

なお、手引の「第2編 就学に関する事前の相談・支援、就学先決定、就学先変更のモデルプロセス」には、学びの場の見直しに当たっての本人及び保護者との合意形成の具体例が示されている。

【事例1】注意欠陥多動性障害の小1児童

「通常の学級における指導から通級による指導を加えた学びの場への変更」

【事例2】視覚障害の小4児童

「通級による指導の終了から通常の学級における指導への学びの場への変更」

【事例3】自閉症の小2児童

「特別支援学級から通常の学級における指導と通級による指導を組み合わせた学びの場への変更」

【事例4】脳性まひの小6児童

「小学校（特別支援学級）から特別支援学校への進学」

【事例5】白血病の小5児童

「特別支援学校から小学校（通常の学級）への転学」

【事例6】進行性の先天性筋疾患の小3児童

「小学校（通常の学級）から特別支援学校への転学」

5 おわりに

特別支援教育に関する様々な制度や社会全体の環境の変化により、障害のある児童生徒への指導・支援や学びの場の在り方等が改めて問われている。手引等を活用し、障害のある児童生徒の学びの保障や特別支援教育の一層の充実に努めてほしい。

—引用・参考文献—

- 文部科学省『障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～』令和3年6月
- 長野県教育委員会『「適切な学びの場」ガイドライン』令和2年1月
- 鹿児島県総合教育センター『研究紀要通巻 116号』平成24年3月

(特別支援教育研修課 山之口 和孝)